

## 鹿児島県道路公社総合評価方式(自己採点方式)試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県道路公社(以下「公社」という。)が発注する建設工事(以下「工事」という。)において実施する総合評価方式(自己採点方式)に関し、別に定めるもの(※)のほか、その試行に必要な事項を定めるものとする。

※「鹿児島県道路公社建設工事一般競争入札実施要領」

「鹿児島県道路公社総合評価方式試行要領」等

### (定義)

第2条 この要領に基づき試行する総合評価方式(自己採点方式)(以下「自己採点方式」という)とは、鹿児島県道路公社総合評価方式試行要領(以下「総合評価要領」という。)に規定する総合評価方式において落札候補者を決定する際に、入札参加者の自己採点による技術評価点(以下「仮技術評価点」という。)を用いる方式をいう。

### (適用類型)

第3条 自己採点方式を適用する総合評価方式の類型は、総合評価要領第2条第2項に規定する「特別簡易型」とする。

### (対象工事)

第4条 この要領に基づく試行の対象とする工事は、一般競争入札又は指名競争入札に付する工事のうち、理事長が指定するものとする。

### (落札者決定基準等の決定)

第5条 落札者決定基準等の決定については、総合評価要領第4条第1項から第3項の規定によるものとする。

### (仮技術評価点の決定方法)

第6条 仮技術評価点は、入札参加希望者が提出する自己採点表に公社が記入すると指定した項目の採点を加えたものとする。この際、公社は、入札参加希望者が提出した自己採点表の各項目の点数は修正しない。

2 仮技術評価点は、工事を発注・管理する所属の運営委員会(理事長委員会)で確認の上、決定するものとする。

3 前項の運営委員会の確認は、回議による確認でもよいものとする。

### (自己採点表の提出)

第7条 公社は、自己採点方式により入札を行おうとするときは、入札参加希望者に自己採点表の提出を求めなければならない。

2 前項の自己採点表の受付期間は、公告の日の翌日から起算して10日間(当該期間に公社の休日が含まれるときは、当該公社の休日を除いて10日間)とする。

3 自己採点表を提出しない入札参加希望者には、入札参加資格を認めないものとする。

### (技術資料等の提出)

第8条 公社は、自己採点方式により入札を行おうとするときは、入札執行後、指定した者に技術資料の提出を求めなければならない。

2 前項の技術資料の受付期間は、公社が指定した期間とする。

3 公社に技術資料の提出を求められた者で、技術資料を提出しない者は落札者とししないものとする。

第 9 条 公社は、総合評価方式(自己採点方式)により入札を行おうとするときは、次の事項について公告又は指名通知に記載する。

- (1) 総合評価方式による入札であること
- (2) 自己採点方式を適用する入札であること
- (3) 自己採点表の内容及び提出期限
- (4) 技術資料の内容及び提出期限
- (5) 落札者決定基準に関する事項
- (6) 第11条に関する事項
- (7) 第12条に関する事項
- (8) その他総合評価方式に関する事項

(入札結果の公表)

第 10 条 入札結果の公表については、総合評価要領第7条の規定によるものとする。

(入札結果に対する疑義照会)

第 11 条 入札結果に対する疑義照会は、総合評価要領第8条の規定によるものとする。

(評価内容の担保)

第 12 条 評価内容の担保は、総合評価要領第9条の規定によるものとする。

(技術資料等に関する機密の保持)

第 13 条 公社は、この要領に基づき提出された技術資料及び自己採点表については公表しない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。